

令和3年度

芦屋市立あしや市民活動センター  
指定管理者年度協定書

芦 屋 市

## 令和3年度芦屋市立あしや市民活動センターの管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人あしやNPOセンター（以下「乙」という。）とは、令和2年4月1日付けで締結した芦屋市立あしや市民活動センター（以下「活動センター」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

### （協定の期間）

第1条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### （指定管理料）

第2条 前条に定める期間の活動センターの指定管理料は、金30,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

### （指定管理料の支払時期）

第3条 指定管理料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、乙の請求に基づき、適法な請求書受領後30日以内に以下のとおり支払うものとする。

- (1) 第1四半期分 令和3年 4月 8,250,000円
- (2) 第2四半期分 令和3年 7月 7,000,000円
- (3) 第3四半期分 令和3年10月 8,250,000円
- (4) 第4四半期分 令和4年 1月 7,000,000円

### （施設の維持補修等）

第4条 施設の維持補修のうち、1件30万円未満の案件については、補修発注時に甲に補修の連絡をするとともに、補修後速やかに報告すること。30万円以上の維持補修及び備品の取得等については、甲乙協議の上、行うものとする。

### （費用負担）

第5条 乙の管理業務の開始に際し、甲が既に発行した令和3年4月1日以後の利用に係るものについては、当該許可書で活動センターを使用することができるものとする。

2 前項の場合において、利用者が甲に支払った利用料金相当額については、甲は乙に支払うものとする。また、支払い方法等については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号  
芦屋市  
芦屋市長 伊 藤 舞

乙 芦屋市親王塚町2番1号  
特定非営利活動法人あしやNPOセンター  
理事長 石 本 章 宏